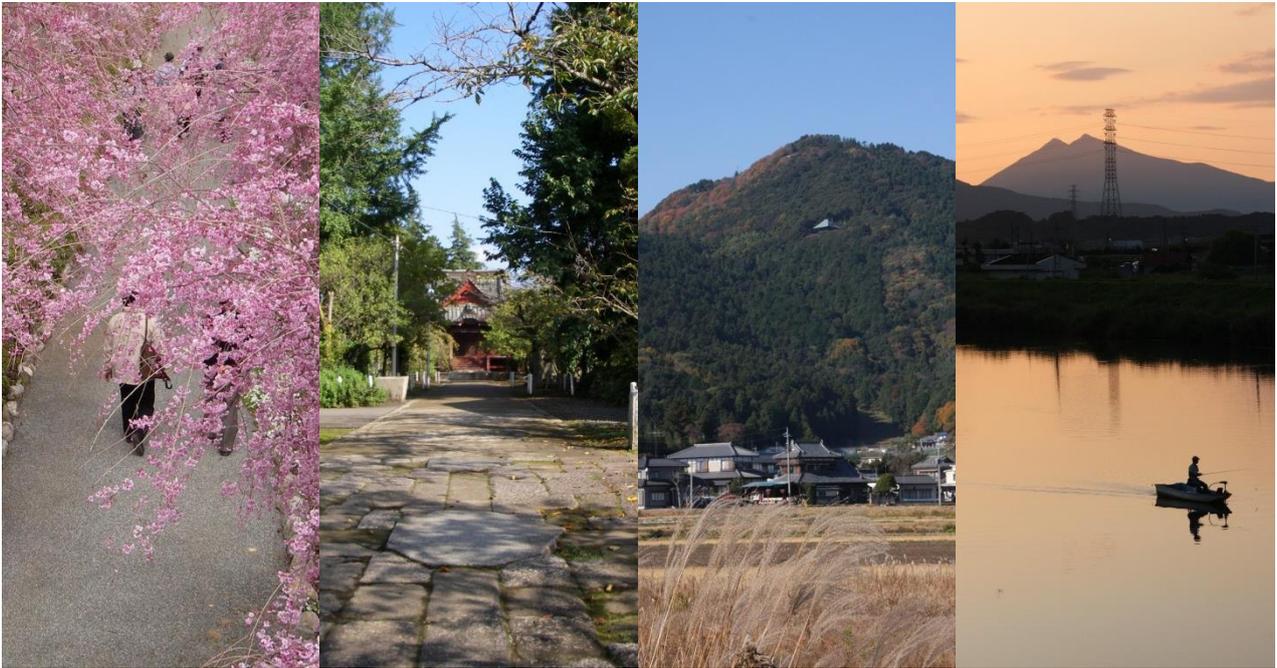


石岡市景観条例に基づく届出について

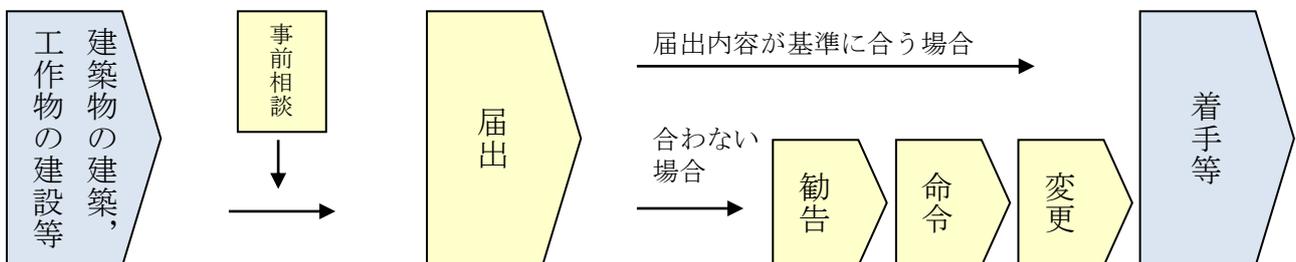
平成 24 年 11 月 1 日より新しい届出が必要となります。



この届出は、「石岡市景観計画」に基づき、景観形成の重要な要素である建築物や工作物などのうち、一定規模以上のものについて届出の対象とすることで、石岡市の良好な景観の形成を進めることを目的としています。

概要及び届出フロー

条例で定める一定規模以上の建築物や工作物等の新築（新設）・増築・改築等を行う場合に、その設計が石岡市の景観形成基準で定められた内容に適合するよう配慮したうえで、石岡市に届出が必要となります。



- 下の届出対象行為に当てはまる場合には、当該行為に着手する 30 日前までに届出が必要です。
- 届出の内容が景観形成基準に適合している場合は、審査済通知が発行されます。
- 届出の内容が景観形成基準に適合していない箇所があった場合は、30 日以内に市から勧告があります。それで是正がされないような場合、設計の変更等の必要な措置をとることが命じられることとなります。
- 事前相談を利用することにより、円滑にこれらの行為を着手等へ進めることができます。
- なお、届出を怠った場合には、景観法に基づく罰則があるので注意が必要です。

届出対象行為

行為	市内全域（先導的な景観形成地区除く）	先導的な景観形成地区 （朝日地区、フルーツライン沿線等地区）
建築物の建築等	高さが10m又は延床面積が1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
工作物の建設等	高さが10m(擁壁にあつては2m)を超える工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
開発行為	開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の面積が1,000㎡以上もの のり面及び擁壁の高さが2mを超え、かつ、のり面及び擁壁の長さの合計が10m以上で、開発区域の300㎡以上のもの
良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件(家畜用飼料を除く)の堆積で、当該堆積に係る面積が1,000㎡以上のもの	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件(家畜用飼料を除く)の堆積で、当該堆積に係る面積が300㎡以上のもの

先導的な景観形成地区

石岡市内でも特に良好な景観資源がある地区を、先導的な景観形成地区に定め、各地区の景観特性を踏まえた良好な景観づくりを行います。先行して「朝日地区」、「フルーツライン沿線等地区」を定め、順次、他の地区についても追加していくものとします。

Q&A

Q：対象は建築物だけ？

A：建築物や工作物のほか、開発行為や屋外における物件の堆積も該当します。

Q：届出の対象となる範囲は？

A：新築や増改築、移転や模様替え等です。適用の範囲については裏面をご覧ください。

Q：景観形成基準って何？

A：石岡市景観計画により石岡市を大きく2地区に区分し、地区の景観の特徴に応じて守るべきルールを定めたものです。詳しくは別紙景観計画概要をご覧ください。

Q：手続きの流れはどのようなもの？

A：裏面にフロー図を用意しました。申請書様式等はホームページで公開しています。

Q：届出はいつまでにするの？

A：届出に係る行為に着手する30日前までに届け出てください。

お問い合わせ先

届出の方法や手続きについて	石岡市建築住宅指導課	0299-23-5526
景観計画や規制内容について	石岡市都市計画課	0299-23-5523